

「上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」が、平成 19 年 4 月 1 日から施行されます。

町では、町税等の滞納が年々増加していることから、この度、納税等に不誠実な滞納者に対して行政サービスを制限することを目的とした「上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」が、平成 18 年 9 月定例町議会において議決され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されることとなりますのでお知らせします。

町税等の財源は、町民の皆さんの暮らしに必要な様々な行政サービスを提供するための貴重な財源として町民の皆さんから負担していただいておりますが、特別な理由もなくその負担すべき町税等を滞納している方には、何らかの行政サービスの制限措置を講じてペナルティーを与えることが、町税等の滞納の解消及び滞納の抑止、また、納期内納税に協力している多くの町民の皆さんとの税負担の公平性を確保すること、並びに町税等徴収に対する町民の信頼を確保するために必要であるとの考えから、この条例を制定するものです。

(1) サービス制限となる対象費目

- ・町税等 個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、国民健康保険税

(2) サービス制限となる対象者の事例

- 再三にわたって督促状及び催告状を送付しても納税の意志を示さない者
- 再三にわたって電話及び臨戸訪問をしても納税の意志を示さない者、あるいは納税の約束をしておきながら何の連絡もしないで常に約束を破る者
- 行政に対する不平・不満を理由に納税を拒否する者
- 納税誓約が提出されていても納付計画を常に反古する者
- 特別の理由もなく 1 年間以上にわたって納税の実績がない者
- 特別の理由もなく年間賦課課税額に満たない金額を納入していることにより、毎年滞納額が増加している者

(3) サービス制限対象者の範囲

申請者及び申請者以外に受益を受けると認めるサービス（別表 1 納税確認区分参照）の種類により、申請者のみ、世帯全員、生計中心者、親権者、法人の場合は法人の代表者個人など、申請者以外の受益者の方の納税状況も確認して、申請者及び受益者の方に滞納があった場合はサービスが制限されます。

ただし、滞納があっても納税相談の結果、適切な納税誓約書の提出があり、確実な納税が見込まれると認められた場合は、行政サービスの制限はされません。

(4) 制限する行政サービスの種類

制限する行政サービスの対象事業は、町が行なう契約行為、許認可、補助金・交付金、保健・福祉サービスなど、町費を投入して滞納者個人に行なう行政サービス 58 事業（別表 1 行政サービス制限対象事業一覧表参照）について適用する予定です。なお、制限対象事業は、事業の新規創設・廃止等により変更されることがあります。

(5) 悪質な滞納者に対する氏名等の公表

法に基づく差押の強制執行や本条例に基づく行政サービスの制限等を行なってもなお、税資力がありながら納税に著しく誠実性を欠く者を「特定の滞納者」と位置付け、事前に本人からの弁明の機会を付与したうえで、第三者から構成される「上富良野町滞納審査会」及び「上富良野町個人情報保護審査会」の二つの審査会において、特定の滞納者から事情等を聴取し、さらに、氏名公表の適否について審議してもらうなどの方法で手続きを進めます。

その結果、なお納税等に応じない場合に最終の手段として氏名等を公表するものです。

(6) 行政サービスの制限措置に係る事務手続き

町民の方が、役場窓口で行政サービスの申請に来られた場合の事務手続きの手順は、別紙のフローチャート（別表2）を参考にしてください。

この条例が施行されますと、申請者やその家族に町税等の滞納がないかを確認する作業が必要となるため、申請時に税の納税状況確認同意書を添付をしたり、また、許可決定・サービス実施までに数日の時間を要する場合がありますなど、納期内納税等に協力している多くの町民の皆さんにも不便をかけることもありますが、ご理解をお願いいたします。

(7) 条例の解説版

この条例の詳細については、別添資料（別表3）の条例解説版をご覧ください。

このような制限措置は、町としても決して望むことではありませんが、町民全体が支えあいながら住みよい上富良野町がつくられていくことを是非ご理解いただき、町税等については定められた納期内に納めていただきますようお願いいたします。

納 税 相 談 窓 口



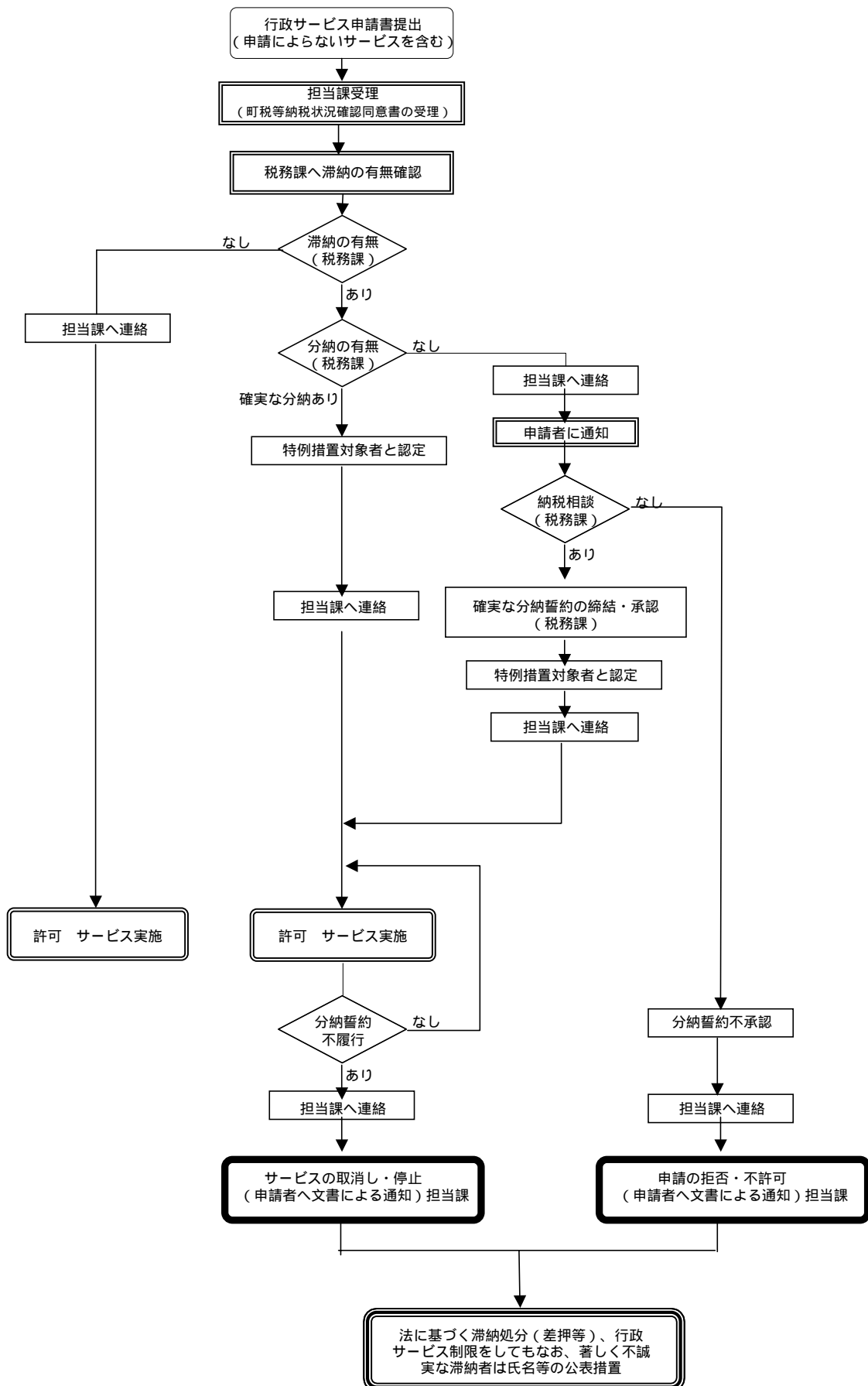
行政サービス制限事業一覧表

区分	所属課	事業名	対象者区分	
町有財産等の使用許可・貸付、売買に関すること	総務課	町有財産の使用許可に関すること	申請者及び法人の代表者	1
	総務課	町有財産の貸付に関すること	申請者及び法人の代表者	2
	総務課	町有財産の売払・譲渡に関すること	申請者及び法人の代表者	3
	産業振興課	町民農園貸付に関すること	申請者	4
	建設水道課	町営住宅の駐車場使用許可に関すること	入居者全員	5
	建設水道課	町営住宅敷地内の目的外使用許可に関すること	入居者全員	6
	建設水道課	町営住宅入居に関すること	入居者全員	7
	町民生活課	墓地の使用許可に関すること	世帯全員	8
許認可に関すること	総務課	広報広告の掲載許可に関すること	申請者及び法人の代表者	9
	総務課(全課)	指定管理者の指定に関すること	申請者及び法人の代表者	10
	建設水道課	指定給水装置工事事業者の指定に関すること	申請者及び法人の代表者	11
	建設水道課	下水道排水設備指定工事店の指定に関すること	申請者及び法人の代表者	12
	建設水道課	下水道排水設備工事責任技術者の業務登録に関すること	申請者及び法人の代表者	13
	建設水道課	建設機械使用許可に関すること	申請者及び法人の代表者	14
	建設水道課	道路の占用許可に関すること	申請者及び法人の代表者	15
	建設水道課	普通河川における許可を要する行為に関すること	申請者及び法人の代表者	16
入札・契約等(物品購入等を含む)に関すること	総務課	競争入札参加資格に関すること	申請者及び法人の代表者	17
	全課	物品等の購入・製造、借上げ及び役務の提供に関すること	申請者及び法人の代表者	18
	全課	業務委託に関すること	申請者及び法人の代表者	19
	全課	工事及び修繕の請負に関すること	申請者及び法人の代表者	20
	町民生活課	合併処理浄化槽設置整備事業補助に関すること	世帯全員	21
	町民生活課	合併処理浄化槽設置整備事業促進補助に関すること	世帯全員	22
	保健福祉課	中学卒業就職者扶助に関すること	申請者及び親権者	23
	産業振興課	新規就農者奨励金に関すること	世帯全員	24
	産業振興課	奨励作物振興事業補助に関すること	申請者	25
	産業振興課	町単独農道整備事業補助に関すること	申請者	26
	産業振興課	狩猟免許取得補助に関すること	申請者	27
	建設水道課	下水道受益者負担金・分担金の前納報奨金の支給に関すること	世帯全員	28
	教育振興課	私立幼稚園就園奨励費補助に関すること	申請者及び親権者	29
	教育振興課	人材育成派遣事業補助に関すること	申請者・親権者及び生計中心者	30
	教育振興課	青少年スポーツ大会選手派遣事業に関すること	申請者・親権者及び生計中心者	31
	建設水道課	水洗便所等改造資金補助に関すること	世帯全員	32
	保健福祉課	生きがい活動支援事業(電話サービス事業)に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	33
	保健福祉課	生活支援事業(生活管理指導短期宿泊サービス事業)に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	34
	保健福祉課	生活支援事業(生活管理指導員派遣サービス事業)に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	35
	保健福祉課	生活支援事業(除雪サービス事業)に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	36
	保健福祉課	生活支援事業(理容サービス事業)に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	37

行政サービス制限事業一覧表

区分	所属課	事業名	対象者区分	
在宅福祉事業に関すること	保健福祉課	生活支援事業(移送サービス事業)に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	38
	保健福祉課	生活支援事業(配食サービス事業)に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	39
	保健福祉課	生活支援事業(生きがい活動支援通所サービス事業)に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	40
	保健福祉課	訪問介護員派遣サービス事業に関すること	申請者及び生計中心者	41
	保健福祉課	通所型介護予防事業に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	42
	保健福祉課	緊急通報システム事業に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	43
老人福祉事業に関すること	保健福祉課	寝たきり老人等おむつ購入費助成に関すること	申請者・助成対象者及び生計中心者	44
	保健福祉課	家族介護慰労扶助に関すること	申請者及び生計中心者	45
	保健福祉課	在宅サービス利用負担軽減補助に関すること	申請者・利用者及び生計中心者	46
	保健福祉課	敬老祝い金に関すること	対象者及び生計中心者	47
障害者(児)福祉事業に関すること	保健福祉課	腎機能障害者通院交通費補助に関すること	申請者及び生計中心者	48
	保健福祉課	特定疾患患者通院交通費補助に関すること	申請者及び生計中心者	49
	保健福祉課	障害者施設等通所交通費助成に関すること	申請者及び生計中心者	50
	保健福祉課	訪問入浴サービス事業に関すること	申請者及び生計中心者	51
	保健福祉課	日中一時支援事業に関すること	申請者及び生計中心者	52
	保健福祉課	生活サポート事業に関すること	申請者及び生計中心者	53
子育て支援事業に関すること	保健福祉課	延長保育事業に関すること	申請者及び親権者	54
	教育振興課	放課後クラブ事業に関すること	申請者及び親権者	55
利子補給事業に関すること	建設水道課	水洗便所等改造資金融資斡旋、利子補給に関すること	世帯全員	56
生涯学習学級の入校に関すること	教育振興課	いしずえ大学への入校に関すること	申請者	57
	教育振興課	女性学級への入校に関すること	申請者	58

行政サービスの制限措置に係る事務手続きフローチャート



上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（案）の解説

（目的）

第 1 条 この条例は、日本国憲法（昭和 21 年公布）第 30 条に規定する「国民の納税義務」及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 10 条第 2 項に規定する「基本的権利と負担の分任義務」にかんがみ、町税等の滞納者を放置しておくことが、納税義務を果たさずに、権利を主張することを黙認することになり、また、町民の納税義務に対する公平感を阻害することを考慮し、町税等を滞納し、かつ、納税について不誠実な者に対して、納税を促進し滞納を防止するため、特別措置を講ずることにより、町税等の納税意欲の高揚と徴収に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

【解説】

本条例の目的について規定しています。

町税等（国民健康保険税を含む）は、町民の福祉向上を目的に町が行なう様々な行政サービスの基本的な財源となるものです。そのために、日本国憲法 30 条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と「納税を国民の義務」とし、また、地方自治法では「町民は行政サービスを等しく受ける権利を保障するとともにその費用を負担しなければならない」と、町民の「権利と義務」を規定しています。

本条例の目的には、こうした町民の権利と義務の関係を明らかにした上で、町税等を滞納することが、まじめに納期内納税に協力している多くの町民に不利益を与えていることを明確にし、さらに、納税について不誠実な滞納者に対しては行政サービスを制限することで、納税を促進し滞納を防止して、徴収に対する町民の信頼を確保することを目的規定としてうたっています。

（用語）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町税等 上富良野町税条例（昭和 29 年条例第 10 号。以下「町税条例」という。）第 3 条に規定する町税及び上富良野町国民健康保険税条例（昭和 31 年条例第 7 号。以下「町国保税条例」という。）に規定する国民健康保険税をいう。
- (2) 納税義務者 前号に規定する町税等を納入する義務がある者及び特別徴収によって町税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。
- (3) 滞納者 納税義務者でその納付すべき町税等をその納期限までに納付しない者をいう。ただし、徴収猶予又は滞納処分の停止をされている者を除く。

(4) 徴税吏員 地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号の規定により町長若しくはその委任を受けた職員をいう。

【解説】

本条例の用語の定義について規定しています。

この条例で行政サービスの制限措置を受ける対象となる町税等の項目は、町税(固定資産税、個人町民税・法人町民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)及び国民健康保険税が対象となり、これらの町税等を納付する義務がある者及び特別徴収義務者を納税義務者と定義しています。

また、上記の町税等をその納期限までに納付しない者を滞納者と定義しています。

(町の責務)

第3条 町長は、町税等の納入を促進するための基本的かつ総合的な施策を講じ、これを実施する責務を有する。

2 町長は、前項の施策を実施するに当たっては、国及び北海道並びにその他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

【解説】

本条文は、町が負うべき責務について規定しています。

町長は、町税等の負担の公平性・公正性や納税に関する町民の信頼を確保するため、町税等の納入を促進するための様々な施策を講じるとともに、国、道その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図りながら、町税等の納入を促進しなければならないことを町の責務として規定しています。

(納税義務者の権利と責務)

第4条 納税義務者は、法令の定めるところにより、町の提供する役務を等しく受ける権利を有し、併せて町税等の納付について、納期限を遵守し誠実にそれを履行する義務を負う。

【解説】

本条文は、町民が負うべき責務について規定しています。

町が提供する様々な行政サービスは、町民が誰でも等しくそのサービスを受ける権利を有する一方で、町税等の納入について納期限を遵守し誠実にそれを履行する義務を町民(納入義務者)の責務として規定しています。

(督促、滞納処分等)

第5条 徴税吏員は、町税等の滞納があったときは、町税条例、町国保税条例及び地方税法並びに同法においてその例によるとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)の規定に基づき、

速やかに町税等に係る督促及び催告並びに滞納者の財産の差押え、換価及び換価代金等の配当並びにその他の滞納処分に関する手続を厳正に執行しなければならない。

【解説】

本条文は、滞納者に対する督促、滞納処分等の手続きを厳正に執行することを規定しています。

町では、ある程度の納税資力があるにもかかわらず納税に誠意を見せない滞納者を放置することは、納期内納税に協力している多くの町民の理解を得ることできないとの考えから、町は法令に基づき督促及び催告並びに滞納者の財産の差押え、換価、換価代金等の配当などの滞納処分を厳正に行なうことを規定しています。

(滞納者に対する特別措置)

第6条 町長は、滞納者に対して、前条に規定する手続きと併せて、次の各号に掲げるサービスの提供等(以下「行政サービス」という。)の取消し、停止及び申請の拒否等の制限措置(以下「行政サービスの停止等」という。)を講ずることができる。

- (1) 町有財産等の使用許可、貸付及び売買に関する事。
- (2) 許認可に関する事。
- (3) 入札・契約等(入札・契約によらない物品購入等を含む。)に関する事。
- (4) 補助金及び交付金、助成金の交付に関する事。
- (5) 在宅福祉事業に関する事。
- (6) 老人福祉事業に関する事。
- (7) 障害者(児)福祉事業に関する事。
- (8) 子育て支援事業に関する事。
- (9) 健診事業に関する事。
- (10) 利子補給事業に関する事。
- (11) 生涯学習学級の入校に関する事。
- (12) 資金貸付に関する事。

2 前項各号に規定する行政サービスにおける各事業等は、規則で定める。

3 町長は、第1項に規定する手続きを行なっても、なお、納税資力がありながら町税等を滞納し、かつ、町税等の納付に著しく誠実性を欠く者(以下「特定の滞納者」という。)の氏名及び住所並びにその他必要と認める事項(以下「氏名等」という。)を公表することができる。

【解説】

本条文は、滞納者に対する制限措置について規定しています。

本条例では、滞納者に対して法律に基づく滞納処分を積極的に行ないつつ、滞納処分の措置と

は別に町独自の措置として、滞納者に対する行政サービスの停止措置を行なうことにより、効率的な納税の促進を図ること目的としています。

サービスの制限措置の対象者は、町税等を滞納し、かつ、町税等の納税について誠実性を欠くと認められる者に対しては、町が行なう契約行為、許認可、補助金の交付、福祉サービスなど(1)号から(12)号についての行政サービス事業を取消し、停止、申請の拒否等の制限措置を講ずることができることを規定しています。

ただし、憲法が保障する生存権や教育を受ける権利(義務教育、消防、衛生、災害、戸籍管理等)など住民生活に重大な影響を及ぼす場合、法令等で実施義務を課せられている行政行為等は行政サービス制限措置の対象から除きます。

なお、具体的な個別事業の名称及び制限を受ける対象者等は規則で定めることとしています。

行政サービスの制限措置を受ける滞納者の事例としては、次のような滞納者を想定しています。

- (1) 再三にわたって督促状及び催告状を送付しても納税の意志を示さない者
- (2) 再三にわたって電話及び臨戸訪問をしても納税の意志を示さない者、あるいは納税の約束をしておきながら何の連絡もしないで常に約束を破る者
- (3) 納税誓約が提出されていても納付計画を常に反古にする者
- (4) 特別の理由もなく1年間以上にわたって納税の実績がない者
- (5) 特別の理由もなく年間賦課課税額に満たない金額を滞納していることにより、毎年滞納額が増加している者
- (6) 行政に対する不平・不満を理由に納税を拒否する者

また、第3項では法に基づく滞納処分(強制執行)や行政サービスの停止等を行なってもなお、納税資力がありながら町税等を滞納して、納税に著しく誠実性を欠く者を「特定の滞納者」と位置付け、一定の手続き(手続きの方法は第13条~第15条で説明)を経たうえで、滞納者の氏名等を公表することとしています。

(納税の確認)

第7条 町長は、前条第1項各号に規定する行政サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)から当該行政サービスの申請があった場合は、徴税吏員に対し、当該申請者が町税等に滞納がないことを確認させなければならない。

2 前項の場合において町長は、当該申請者以外に、その利益を受けると認めるに足りる相当の理由がある者(当該申請者が法人等(町税条例第23条第1項第3号および第4号に規定する者をいう。))の場合は、その代表者を含む。以下「受益者」という。)についても、滞納者でないことを確認しなければならない。

3 前2項の規定は、行政サービスのうち申請によらないものについても準用する。

【解説】

本条文は、行政サービスの申請者及び受益者の納税確認について規定しています。

町長は、町民の皆さんから各種の行政サービスの申請があった場合には、申請書と一緒に町税等納入状況確認同意書を提出してもらって、町税等（町税、国民健康保険税）に滞納がないかどうかを徴税吏員に対して確認させます。

また、当該行政サービスを受けることによって、申請者以外にその利益を受けると認められる受益者（行政サービスの内容によっては、申請者以外に世帯全員、生計中心者、親権者、法人の場合はその法人の代表者等）についても納税状況を確認することになります。

なお、具体的な行政サービスの種類と制限対象となる受益者の区分は規則に定めることとしています。

また、申請によらない行政サービスについても適用されることを規定しています。

（行政サービスの履行）

第8条 町長は、申請者及び受益者に滞納がないことを確認したときは、速やかに当該行政サービスの提供に関する手続を進めなければならない。

【解説】

本条文は、行政サービスの履行について規定しています。

条例第7条の規定により納税状況を確認した結果、申請者及び受益者に滞納がないことを確認した場合は、町は速やかに行政サービスを許可及び行政サービスを実施することを規定しています。

（行政サービスの手続の停止）

第9条 町長は、申請者及び受益者に滞納があることを確認したときは、当該行政サービスの手続を停止しなければならない。

【解説】

本条文は、行政サービスの手続の停止について規定しています。

条例第7条の規定により納税状況を確認した結果、申請者及び受益者に滞納があることを確認した場合は、町長は申請者に対して当該行政サービスを停止（許可の取消し、不許可を含む）することを規定しています。

（滞納者が行政サービスを受ける場合の手続）

第10条 滞納者は、前条の規定により手続を停止した行政サービスを受けようとするときは、町

長に滞納している町税等について、完納誓約書又は分納誓約書（以下「納税誓約書」という。）を提出しなければならない。

【解説】

本条文は、滞納者が行政サービスを受ける場合の手続について規定しています。

条例第9条の規定により申請者及び受益者に滞納があった場合で、申請者が一旦停止された行政サービスを受けようとする場合は、滞納者は町長に対して滞納している町税等を完納するか又は納税誓約書（完納誓約書又は分納誓約書）を提出することを義務付けています。

（納税誓約の承認及び特例措置）

第11条 町長は、前条の規定による納税誓約書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、町税等の適正かつ確実な納付が見込まれると認めるときは、これを承認し、特例措置として当該行政サービスの提供に関する手続きを進めなければならない。

2 町長は、前項及び第12条ただし書の規定による承認をしたときは、第5条の手続を停止するものとする。

【解説】

本条文は、納税誓約書の承認及び特例措置について規定しています。

条例第10条の規定により納税誓約書（完納誓約書又は分納誓約書）の提出があった場合には、町長はその納税誓約書の内容を審査して、滞納している町税等が適正かつ確実な納付が見込まれると認めるときは、これを承認して、その申請者（滞納者）に対しては特例措置として当該行政サービスを提供できるように規定しています。

また、町長は納税誓約書を承認したときは、条例第5条に規定する滞納処分（差押え等）を停止することを規定しています。

（特例措置による行政サービスの停止）

第12条 前条の規定により特例措置を受けた者が、その条件として提出した納税誓約書の期限までに、町税等を納付しないときは、町長は、当該特例措置を取消し、当該行政サービスを停止するとともに、以後の行政サービスの停止等を行うものとする。ただし、特例措置を受けた者から、誓約期限までに町税等を納付できない正当な理由の申し出があり、町長が当該申し出を承認する場合は、その限りでない。

2 町長は、前項の規定により特例措置を取消した場合は、当該納税誓約の承認に係る町税等について一時に徴収することができる。

3 町長は、前項の規定による一時徴収ができない場合は、前条第2項の規定により停止した手続

を再開しなければならない。

【解説】

本条文は、特例措置による行政サービスの停止について規定しています。

条例第 11 条の規定により特例措置を受け行政サービスの提供を受けた者が、その条件として提出した納税誓約書による納税等を正当な理由もなく納付しない場合には、町長は当該特例措置を取消し、さらに以後のすべての行政サービスを停止することを規定しています。

また、その場合に、以後の徴収は納税誓約書で承認した金額を徴収するのではなく、滞納金額を一括で徴収することができることを規定しています。

さらに、滞納金額を一括で徴収することができない場合には、条例第 5 条に規定する滞納処分を再開することを規定しています。

(審査会への諮問)

第 13 条 町長は、第 6 条第 3 項に規定する特定の滞納者の氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を添えて、その適否を上富良野町町税等滞納審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 特定の滞納者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者氏名及び所在地）
- (2) 町税等の滞納額
- (3) 督促及び催告並びに滞納処分の手続の経過
- (4) 滞納処分のための質問、検査及び搜索の状況並びに滞納処分の執行状況
- (5) 特定の滞納者の氏名等の公表を要すると認めるに至った事情を示す資料
- (6) 特定の滞納者の氏名等の公表の予定

【解説】

本条文は、氏名等を公表対象者の審査会への諮問について規定しています。

町長は、条例第 6 条に規定する「特定の滞納者」の氏名等を公表しようとする場合には、氏名等の公表についての適否を答申するため、町長の附属機関である上富良野町町税等滞納審査会（以下「審査会」という。）に諮問することを規定しています。

審査会では、特定の滞納者の収納状況等や町の督促及び催告並びに滞納処分の手続の経過、行政サービスの制限措置に関する経過等について審査して、氏名等の公表の適否について町長に答申します。

(審査会の設置)

第 14 条 前条の規定による町長の諮問に応じて、調査審議し、意見を答申するため、審査会を設置する。

2 審査会の組織等に関し必要な事項は、規則に定めるもののほか、審査会が定める。

【解説】

本条文は、審査会の設置について規定しています。

審査会は、常設で設置するのではなく、町長が氏名公表等の必要があると認める場合で審査会に諮問しようとする時に審査会を設置することを規定しています。

なお、審査会委員の構成は規則で定めておりますが、弁護士、公認会計士又は税理士、学識経験者等の 5 名程度で構成する審査会を設置する予定です。

(弁明の機会の付与)

第 15 条 町長は、特定の滞納者の氏名等の公表が必要であると認めるときは、審査会に諮問する前にその予定する氏名等の公表の内容を当該特定の滞納者に通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項に規定する弁明は、上富良野町行政手続条例（平成 9 年条例第 6 号）第 27 条及び第 28 条の規定により行なうものとする。

【解説】

本条文は、氏名等の公表対象者への弁明の機会の付与について規定しています。

町長は、条例第 6 条に規定する「特定の滞納者」の氏名等の公表が必要であると認めるときは、審査会に諮問する前に、氏名等の公表の内容等を事前に特定の滞納者に通知して、滞納となった理由や意見等を申し述べる弁明の機会を与えなければならないことを規定しています。

また、この弁明の内容については審査会に資料として提出し、審査会の判断材料となります。

(個人情報保護審査会の意見聴取)

第 16 条 町長は、審査会から氏名等の公表が必要である旨の答申があった場合には、上富良野町個人情報保護条例（平成 13 年条例第 2 号）第 30 条に規定する上富良野町個人情報保護審査会においても同様にその適否について、個人情報保護の観点から意見を聴いたうえで、特定の滞納者の氏名等の公表を決定するものとする。

【解説】

本条文は、個人情報保護審査会の意見聴取について規定しています。

町長は、上富良野町町税等滞納審査会から「特定の滞納者」の氏名等の公表が必要であるとの答申があった場合には、さらに個人情報保護の観点から、上富良野町個人情報保護条例に規定する「上

富良野町個人情報保護審査会」においても同様にその適否について意見を聴いたうえで、「特定の滞納者」の氏名等の公表を決定します。

(公表の方法)

第 17 条 特定の滞納者の氏名等の公表は、広報紙への掲載その他町長が必要と認める方法で行うものとする。

【解説】

本条文は、氏名等の公表の方法について規定しています。

「特定の滞納者」の氏名等の公表の方法と内容については、氏名、住所、生年月日及び滞納額等を広報紙への掲載やその他町長が必要と認める方法で公表することを規定しています。

(不服申立)

第 18 条 滞納者は、この条例による処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づき、町長に対し不服を申立てることができる

【解説】

本条文は、この条例による処分に不服がある場合の不服申立について規定しています。

滞納者は、この条例による処分に不服がある場合は、町長に対し不服を申立てることができることを規定しています。

(損害賠償等)

第 19 条 町長は、この条例による処分を行った場合において、事実の誤認があったことにより、当該処分を受けた者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならない。

【解説】

本条文は、損害賠償等について規定しています。

町長は、事実の誤認等があったことにより、当該処分を受けた者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならないことを規定しています。

(実施状況の公表)

第 20 条 町長は、毎年度終了後 3 箇月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

【解説】

本条文は、この条例の実施状況等の公表について規定しています。

町長は、この条例の適用となった該当者数などの実施状況等の内容について、毎年度終了後3箇月以内に議会に報告するとともに一般に公表するなど、条例（制度）の透明性と公平性等について配慮することを規定しています。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条文は、規則への委任について規定しています。

本条例を施行する際に必要となる手続きや詳細な事項は別に規則で定めることとしています。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の適用となる賦課年度は、この条例の施行の日の属する年度からとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表附属機関の部総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

	町税等滞納審査会委員	
--	------------	--

【解説】

本条文は、附則について規定しています。

この条例の施行日は、平成19年4月1日から施行します。なお、条例の議決があってから平成19年3月までの間は住民周知期間として、積極的に住民への制度周知に努めます。

また、行政サービス等の制限措置の適用となる賦課年度は、平成19年4月1日施行日以後に賦課された町税等（平成19年度に賦課された町税等）が対象で、当該町税等が納期限までに収納されない場合に適用されます。

なお、不利益不遡及の原則から、平成19年度以前の町税等の滞納については、本条例の制限対象とはなりません。